



## 一、最新中国法令

### ● 关于贯彻落实《企业信息公示暂行条例》有关问题的通知

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】工商外企字〔2014〕166号

【发布日期】2014-09-02

【内容提要】根据该通知：

- 除企业登记、备案信息外，《企业信息公示暂行条例》实施前（自2014年10月1日起实施）形成的其他企业信息，不纳入公示范围。即，2014年10月1日（不含当日）之前的行政处罚信息等，不公示。
- 企业应当于2014年10月1日至2015年06月30日，向工商部门报送2013年度报告并公示。企业应当报送2013年度报告并公示后，再按照《企业信息公示暂行条例》的规定报送2014年度报告并公示。即，2013年度、2014年度的年度报告，至迟均应于2015年06月30日之前报告并公示。
- 正确理解信用约束和行政处罚的关系。企业被列入经营异常名录或者严重违法企业名单，属于对企业的信用约束。对于企业同时存在违法违规行依法应由工商部门行政处罚的，工商部门应当根据相关规定实施行政处罚。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201409/t20140911\\_148279.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201409/t20140911_148279.html)

### ● 境外投资管理办法

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部令2014年第3号

【发布日期】2014-09-06

【实施日期】2014-10-06

【出台背景】为贯彻中国政府“减少行政审批、加大简政放权力度”精神，确立企业对外投资主体地位，提高境外投资便利化水平，商务部发布了新修订的《境外投资管理办法》。

【内容提要】修订内容主要包括：

## 一、最新中国法令

### ● 「企業情報公示暫定条例」の実施徹底に伴う事項に関する通知

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】工商外企字〔2014〕166号

【発布日】2014-09-02

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 企業登記、届出情報を除き、「企業情報公示暫定条例」施行前（2014年10月1日から施行）に形成されたその他の企業情報については、公示範囲に含まない。即ち、2014年10月1日（当日を含まない）より前の行政処罰情報などについては、公示しない。
- 企業は2014年10月1日から2015年6月30日までの間に、工商部門に対し2013年度報告を申告の上、公示しなければならない。企業は2013年度報告を申告、公示した後、改めて「企業情報公示暫定条例」の規定に照らして、2014年度報告書を申告の上、公示しなければならない。つまり、2013年度、2014年度の年度報告は、いずれも遅くとも2015年6月30日までに申告の上、公示しなければならないとなった。
- 信用の拘束と行政処罰の関係を正確に理解する。企業が経営異常名簿または重大違法企業名簿に記載されることは、企業の信用に対する拘束となる。企業に法令違反行為が同時に存在する場合、法に従って工商部門が行政処罰を下し、工商部門は関連規定に基づいて行政処罰を実施するものとする。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201409/t20140911\\_148279.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201409/t20140911_148279.html)

### ● 国外投資管理弁法

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部令2014年第3号

【発布日】2014-09-06

【実施日】2014-10-06

【公布背景】中国政府的「行政審查許可を削減し、政府の簡素化権限委譲の注力を拡大する」精神の徹底、企業の对外投资主体地位の確立、国外投資便利化水準の引上げのため、商務部は新たに改正した「国外投資管理弁法」を公布した。

【概要】改正内容は主に、以下の通りである。

<b>由“核准”改为“备案为主、核准为辅”的管理模式</b>
企业在敏感国家和地区、敏感行业投资的，实行核准管理；其余均实行备案。
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 实行核准管理的国家，是指与中国未建交的国家、受联合国制裁的国家。</li> <li>▪ 实行核准管理的行业，是指涉及出口中国限制出口的产品和技术的行业、影响一国（地区）以上利益的行业。</li> </ul>
<b>缩小核准范围、缩短核准时限</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 取消对特定金额以上境外投资实行核准的规定。</li> <li>▪ 核准时限缩短了5个工作日。</li> </ul>
<b>明确备案要求和程序</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企业只要如实、完整地填报《备案表》，即可在3个工作日内获得备案。</li> </ul>
<b>便利企业就地办理业务</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 省级商务主管部门负责地方企业境外投资开办企业的备案管理，自行印制并颁发《企业境外投资证书》。中央企业的备案管理由商务部负责。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201409/20140900723361.shtml>

● **关于开展长江经济带海关区域通关一体化改革的公告**

- 【发布单位】海关总署  
【发布文号】海关总署公告2014年第65号  
【发布日期】2014-09-09  
【内容提要】根据该公告：
- 自2014年09月22日起，在上海、南京、杭州、宁波、合肥海关启用区域通关一体化通关方式。该通关方式适用于上海市、江苏省、浙江省、安徽省（以下简称“长三角地区”）企业在长三角地区各口岸海关进出口的货物。
  - 长三角地区企业可自主选择向经营单位注册地、货物实际进出境地海关或其直属海关集中报关点办理申报、纳税和查验放行手续。企业可根据实际需要，自主选择口岸清关、转关、“属地申报、口岸验放”、“属地申报、属地放行”、区域通关一体化等任何一种通关方式。
  - 取消长三角地区报关企业跨关区从事报关服务的限制，允许报关企业在长三角地区“一地注册、五地报关”。报关企业在长三角地区内任一海关备案的分

<b>「認可制」から「届出制を主、認可制を副」とする管理方式に変更する</b>
企業が国家および地域的に影響の出やすい、業種的に影響の出やすい投資プロジェクトを行う場合、認可管理を実施する。その他については全て届出制を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 認可制管理を実施する国とは、中国と国交のない国、国連の制裁を受けている国を指す。</li> <li>▪ 認可制管理を実施する業種とは、中国が輸出を規制している製品および技術にかかわり、および輸出する業種、一国（地区）以上の利益に影響を及ぼす業種を指す。</li> </ul>
<b>認可範囲を縮小し、認可所要時間を短縮する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 特定金額以上の国外投資に対する認可制実施に関する規定を廃止する。</li> <li>▪ 認可所要時間を5業務日短縮する。</li> </ul>
<b>届出の要求および手順を明確にする</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業が事実どおり、完全に「届出表」に記入すれば、3業務日以内に届出を完了することができる。</li> </ul>
<b>企業の現地手続き業務の利便を図る</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 省級商務主管部门は地方企業の国外投資企業設立に関する届出管理に責任を負い、自ら「企業国外投資証書」を作成し発行する。中央企業の届出管理については商務部が責任を負う。</li> </ul>

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201409/20140900723361.shtml>

● **長江経済ベルト税関区域における通関一体化改革の実施に関する公告**

- 【発布機関】税関総署  
【発布番号】税関総署公告2014年第65号  
【発布日】2014-09-09  
【概要】本公告によると、以下の通りである。
- 2014年9月22日から、上海、南京、杭州、寧波、合肥税関は区域通関一体化通関方式を実施する。本通関方式は上海市、江蘇省、浙江省、安徽省（以下「長江デルタ地区」という）の企業が長江デルタ地区の各通関地税関において輸出入を行う貨物に適用される。
  - 長江デルタ地区の企業は事業者登録地、貨物の実際の出入境地の税関またはその直属の税関集中通関地を自主的に選択して申告、納税および通関検査手続きを行うことができる。企業は実際の必要に応じて、通関地を自発的に選択して通関手続き、保税手続き、「所在地申告、通関地通関」、「所在地申告、所在地通関」、区域通関一体化などのいずれかの通関方式で実施することができる。
  - 長江デルタ地区通関企業が税関管区を越えて通関サービスに従事する際の規制を廃止し、通関企業が長江デルタ地区において「一地区で登録し、五つの地区で通関する」ことを認める。通

支机构，均可以在长三角地区各海关从事报关服务。

- 长三角地区海关间互认商品预归类、价格预审核、原产地预确定和许可证件、归类、价格等专业认定结果以及暂时进出境等行政许可决定；待系统完善后，在银行总担保及汇总征税项目的基础上，实现企业的一份税款保函在长三角地区海关互认通用。
- 在总结评估的基础上，适时在南昌、武汉、长沙、重庆、成都、贵阳、昆明海关启用该通关方式。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info718226.htm>

#### ● 关于开展广东地区海关区域通关一体化改革的公告

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2014 年第 66 号

【发布日期】2014-09-09

【内容提要】根据该公告：

- 在广州、深圳、拱北、汕头、黄埔、江门、湛江（以下简称“广东地区”）海关启用区域通关一体化通关方式。自 2014 年 09 月 22 日起，先在广东地区空运、海运口岸启用该通关方式；自 2014 年 12 月 01 日起，在陆路口岸启用该通关方式。
- 该通关方式适用于广东地区企业在广东地区各口岸海关进出口的货物。广东地区企业可自主选择向经营单位注册地、货物实际进出境地海关或其直属海关集中报关点办理申报、纳税和查验放行手续。企业可根据实际需要，自主选择口岸清关、转关、“属地申报、口岸验放”、“属地申报、属地放行”、区域通关一体化等任何一种通关方式。
- 取消广东地区报关企业跨关区从事报关服务的限制，允许报关企业在广东地区“一地注册、省内报关”。报关企业在广东地区内任一海关备案的分支机构，均可以在广东地区各海关从事报关服务。

関企業が長江デルタ地区内のいずれかの税関において届出を行った分支機構については、いずれも長江デルタ地区の各税関において通関サービスに従事することができる。

- 長江デルタ地区の税関の間では、商品事前分類、価格の事前審査、原産地の事前確定と許可証書、分類、価格などの専門認定結果および一時入出境などの行政許可決定を相互に承認する。システムが整備されるのを待って、銀行の総担保および集中課税項目に基づき、企業の一通の税金保証状で長江デルタ地区税関において相互に認定され通用することを実現する。
- 集計評価に基づき、適時に南昌、武漢、長沙、重慶、成都、貴陽、昆明税関においても本通関方式を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info718226.htm>

#### ● 広東地区税関区域における通関一体化改革の実施に関する公告

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2014 年第 66 号

【発布日】2014-09-09

【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 広州、深セン、拱北、汕頭、黄埔、江門、湛江（以下「広東地区」という）の税関は区域通関一体化通関方式を開始する。2014 年 9 月 22 日から、まずは広東地区の空運、海運通関地において本通関方式を実施する。2014 年 12 月 1 日から、陸路通関地において本通関方式を実施する。
- 本通関方式は、広東地区の企業が広東地区各通関地税関において輸出入を行う貨物に適用される。広東地区企業は事業者登録地、貨物の実際の出入境地の税関またはその直属の税関集中通関地を自主的に選択して申告、納税および通関検査手続きを行うことができる。企業は実際の必要に応じて、通関地を自発的に選択して通関手続き、保税手続き、「所在地申告、通関地通関」、「所在地申告、所在地通関」、区域通関一体化などのいずれかの通関方式で実施することができる。
- 広東地区通関企業が税関管区を越えて通関サービスに従事する際の規制を廃止し、通関企業が広東地区において「一地区で登録し、省内で通関する」ことを認める。通関企業が広東地区内のいずれかの税関において届出を行った分支機構については、いずれも

- 广东地区海关互认商品预归类、价格预审核、原产地预确定和许可证件、归类、价格等专业认定结果以及暂时进出境等行政许可决定；待系统完善后，在银行总担保及汇总征税项目的基础上，实现企业的一份税款保函在广东地区海关互认通用。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info718228.htm>

● 关于出口货物劳务退（免）税管理有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局  
 【发布文号】国家税务总局公告 2014 年第 51 号  
 【发布日期】2014-08-28  
 【实施日期】2014-08-28  
 【内容提要】该公告内容包括：

- 调整了申报退（免）税须提供出口货物收汇凭证的出口企业情形；
- 经批准实行外汇资金集中运营管理的跨国公司，其成员公司在批准的有效期内，可凭银行出具给跨国公司资金集中运营公司符合该公告规定的收款凭证，向主管税务机关申报对外提供的研发、设计服务退（免）税。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c774986/content.html>

● 启运港退（免）税管理办法

【发布单位】国家税务总局  
 【发布文号】国家税务总局公告 2014 年第 52 号  
 【发布日期】2014-08-28  
 【实施日期】2014-09-01  
 【内容提要】该办法明确了扩大启运港退税政策试点范围后，退（免）税备案、运输企业和运输工具确定、退（免）税申报、退（免）税审核等内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c775173/content.html>

广东地区的各税関において通関サービスに従事することができる。

- 广东地区的税関の間では、商品事前分類、価格の事前審査、原産地の事前確定と許可証書、分類、価格などの専門認定結果および一時入出境などの行政許可決定を相互に承認する。システムが整備されるのを待って、銀行の総担保および集計課税項目に基づいて、企業の一通の税金保証状で广东地区税関において相互に認証され通用することを実現する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info718228.htm>

● 輸出貨物役務税還付（免除）管理に伴う事項に関する公告

【発布機関】国家稅務總局  
 【発布番号】国家稅務總局公告 2014 年第 51 号  
 【発布日】2014-08-28  
 【実施日】2014-08-28  
 【概要】本公告には以下の内容が含まれる。

- 税還付（免除）申告に輸出貨物外貨受取証書の提供を必須とする輸出企業の状況に調整を加えた。
- 許可を受けて外貨資金の集中運営管理を実施する多国籍企業については、その構成会社は、許可された有効期間において、銀行から多国籍企業資金集中運営会社に発行された本公告の規定に合致する入金証書に基づき、主管税務機関に対し国外への研究開発、設計役務の提供に伴う税還付（免除）を申告することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c774986/content.html>

● 積出港税還付（免除）管理弁法

【発布機関】国家稅務總局  
 【発布番号】国家稅務總局公告 2014 年第 52 号  
 【発布日】2014-08-28  
 【実施日】2014-09-01  
 【概要】本弁法は、積出港税還付政策試行範囲を拡大した上、税還付（免除）届出、運輸企業と輸送手段の確定、税還付（免除）申告、税還付（免除）審査などの内容を明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c775173/content.html>

● [关于重新发布《营业税改征增值税跨境应税服务增值税免税管理办法（试行）》的公告](#)

【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国家税务总局公告 2014 年第 49 号  
【发布日期】2014-08-27  
【实施日期】2014-10-01  
【出台背景】经国务院批准，铁路运输、邮政业和电信业已经纳入营业税改征增值税试点。国家税务总局因此进行了修订并重新发布。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c775021/content.html>

● [关于本市支持外贸稳定增长的实施意见（上海）](#)

【发布单位】上海市人民政府办公厅  
【发布文号】沪府办发〔2014〕41 号  
【发布日期】2014-08-29  
【内容提要】该意见提出：  
▪ 扩大中国（上海）自由贸易试验区制度创新效应。  
▪ 推进跨境电子商务发展、提升总部经济能级。  
▪ 进一步提高贸易便利化水平。提高通关效率、简化外汇管理手续等。  
▪ 加快出口退税进度、清理进出口环节收费等。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai40198.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

● [《外商投资项目核准和备案管理办法》要点介绍和解读（连载之一/共二篇）](#)

2014 年 05 月 17 日，中国国家发展和改革委员会发布了《外商投资项目核准和备案管理办法》（国家发展和改革委员会令 12 号，以下简称“《核准和备案办法》”），并已于 2014 年 06 月 17 日起施

● [「營業稅から増値税への一本化に伴うクロスボーダー課税役務の増値税免除管理弁法（試行）」の再公布に関する公告](#)

【発布機関】国家稅務總局  
【発布番号】国家稅務總局公告 2014 年第 49 号  
【発布日】2014-08-27  
【実施日】2014-10-01  
【公布背景】國務院の許可を得て、鐵道輸送、郵政業および電信業は既に營業稅から増値税への一本地化試行の対象となっている。このため、国家稅務總局は改正を行い再度の公布を行った。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c775021/content.html>

● [上海市が對外貿易の安定した成長を支持する旨の実施意見（上海）](#)

【発布機関】上海市人民政府弁公庁  
【発布番号】滬府弁發〔2014〕41 号  
【発布日】2014-08-29  
【概要】本意見は以下の内容を提起了。  
▪ 中国（上海）自由貿易試驗区の制度革新の効果を拡大する。  
▪ クロスボーダー電子商取引の発展を促進し、本部の經濟効果を引き上げる。  
▪ 貿易の便利化水準を更に引き上げる。通関効率を引き上げ、外貨管理手続きを簡素化するなど。  
▪ 輸出税還付処理をスピードアップし、輸出入段階の費用徴収を見直すなど。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai40198.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

● [「外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法」の要点の紹介と解説（連載その一/合計二篇）](#)

2014 年 5 月 17 日、中国国家發展改革委員會は「外商投資プロジェクト認可および届出管理弁法」（国家發展改革委員會令 12 号、以下「認可および届出弁法」という）を公布し、2014 年 6 月 17 日から施行して

行。同时，国家发展和改革委员会于2004年10月09日发布的《外商投资项目核准暂行管理办法》（国家发展和改革委员会令第22号，以下简称“原《核准办法》”）废止。与原《核准办法》相比，《核准和备案办法》在适用范围、管理方式、管理内容、监督方式等多个方面均有较大变化，律师列表做如下解读。

## 一、扩大适用范围

原《核准办法》	《核准和备案办法》 <sup>1</sup>
第二条 本办法适用于中外合资、中外合作、外商独资、外商并购境内企业、外商投资企业增资等各类外商投资项目的核准。	第二条 本办法适用于中外合资、中外合作、外商独资、外商投资合伙、外商并购境内企业、外商投资企业增资及再投资项目等各类外商投资项目。  第三十五条二款 外国投资者以人民币在境内投资的项目，按照本办法执行。
<b>律师解读</b>	
<p><b>【修改要点】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>《核准和备案办法》将外商投资合伙和外商投资企业再投资项目纳入适用范围。</li> <li>《核准和备案办法》规定外国投资者以人民币在境内投资的项目，按照该办法执行。</li> </ol> <p><b>【修改背景】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>《<a href="#">外国企业或者个人在中国境内设立合伙企业核准和备案办法</a>》明确外国投资者可以设立合伙企业，因此，《核准和备案办法》将其纳入适用范围。</li> <li>外商投资企业设立后，除了自身进行增资外，也会在境内进行再投资、设立企业等等，后者非常普遍和常见，且《<a href="#">关于外商投资企业境内投资的暂行规定</a>》等相关法律也早有规制，因此，《核准和管理办法》将其纳入适用范围。</li> <li>《<a href="#">关于跨境人民币直接投资有关问题的通知</a>》明确，外国投资者可以合法获得的境外人民币依法来华开展直接投资活动，因此，《核准和备案办法》将其纳入适用范围。</li> </ol>	

## 二、项目管理方式由全面核准变为有限核准和普遍备案相结合

いる。また、国家发展和改革委员会が2004年10月9日に公布した「[外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法](#)」（国家发展和改革委员会令第22号、以下「旧「認可弁法」という）は廃止された。旧「認可弁法」と比べ、「認可および届出弁法」の適用範囲、管理方式、管理内容、監督方式などいくつかの点で大きな変更があるため、下表に整理し解説を行う。

## 一、適用範囲の拡大

旧「認可弁法」	「認可および届出弁法」 <sup>1</sup>
第二条 本弁法は中外合弁、中外合作、外商独资、外国投資者による国内企業の買収、外商投資企業の増資などの各種外商投資プロジェクトの認可に適用する。	第二条 本弁法は中外合弁、中外合作、外商独资、外商投資パートナーシップ、外国投資者による国内企業の買収、外商投資企業の増値及び再投資プロジェクトなどの各種外商投資プロジェクトに適用する。  第三十五条二項 外国投資者が人民币を用いて国内で投資を行うプロジェクトは、本弁法に従って実施する。
<b>筆者による解説</b>	
<p><b>【改正のポイント】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「認可および届出弁法」は、外商投資パートナーシップと外商投資企業再投資プロジェクトを適用範囲に加えた。</li> <li>「認可および届出弁法」は、外国投資者が人民币を用いて国内で投資を行うプロジェクトは当該弁法に照らして実施すると定めた。</li> </ol> <p><b>【改正背景】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「<a href="#">外国企業または個人の中国国内におけるパートナーシップ企業設立の認可および届出弁法</a>」では、外国投資者がパートナーシップ企業を設立できることを明確にしたため、「認可および届出弁法」はそれを適用範囲に加えた。</li> <li>外商投資企業の設立後、自ら増資を行う以外にも、国内で再投資、企業設立などを行うことができ、後者はよく普遍的に見られる。また、「<a href="#">外商投資企業の国内投資に関する暫定規定</a>」などの関係法令でも早期から規制を設けているため、「認可および届出弁法」はそれを適用範囲に加えた。</li> <li>「<a href="#">クロスボーダー人民币直接投資に伴う事項に関する通知</a>」では、外国投資者は適法に獲得した人民币をもって法に基づいて中国で直接投資活動を実施できることを明確にしたため、「認可および届出弁法」はそれを適用範囲に加えた。</li> </ol>	

## 二、プロジェクト管理方式を全面的な認可制から一部を認可制とするが基本的に届出制とする複合方式へ変更

<sup>1</sup> 表格中有下划线的部分为《核准和备案办法》修改或新增的内容。下同。

<sup>1</sup> 表中の下線部分は「認可および届出弁法」で改正または新規追加された内容であり、以下同じ。

項目範囲	管理方式	管理部門(権限)
《外商投資産業指導目録》中: <ul style="list-style-type: none"> <li>有中方控股(含相对控股)要求的總投資(含增資)3億美元及以上鼓勵類項目</li> <li>總投資(含增資)5000萬美元及以上限制類(不含房地產)項目</li> </ul>	核准	國家發展和改革委員會
《外商投資産業指導目録》中: <ul style="list-style-type: none"> <li>限制類中的房地產項目</li> <li>總投資(含增資)5000萬美元以下的其他限制類項目</li> </ul>	核准	省級政府(核准權不得下放)
《外商投資産業指導目録》中: <ul style="list-style-type: none"> <li>有中方控股(含相对控股)要求的總投資(含增資)3億美元以下鼓勵類項目</li> </ul>	核准	地方政府(省級政府根據本地實際情況具體劃分地方各級政府的核准權限)
上述項目之外的屬於《政府核准的投資項目目錄(2013年本)》第一至十一項所列的外商投資項目  (包括農業水利、能源、交通運輸、信息產業、原材料、機械製造、轻工、高新技術、城建、社會事業、金融)	核准或備案	按照第一至十一項的規定
實行核准制以外的外商投資項目	備案	地方政府投資主管部門
<b>律師解读</b>		
<b>【修改要点】</b>		
1. 外商投資項目的管理方式由統一實行核准制變更為根據投資項目的不同類型和規模而分別實行核准或備案兩種方式,具體見上表所示。與原《核准辦法》相比,大幅度減少了需要核准的外商投資項目範圍,並同時提高了需要國家發改委核准的外商投資項		

プロジェクトの範囲	管理方式	管理部門(権限)
「外商投資産業指導目録」: <ul style="list-style-type: none"> <li>中国側支配(相對支配を含む)の要求がある總投資(增資を含む)3億米ドル以上の獎勵類プロジェクト</li> <li>總投資(增資を含む)5000萬米ドルおよびそれ以上の制限類プロジェクト(不動産は含まない)</li> </ul>	認可制	國家發展改革委員會
「外商投資産業指導目録」: <ul style="list-style-type: none"> <li>制限類における不動産プロジェクト</li> <li>總投資(增資を含む)5000萬米ドル以下のその他の制限類プロジェクト</li> </ul>	認可制	省級政府(認可權を委讓してはならない)
「外商投資産業指導目録」: <ul style="list-style-type: none"> <li>中国側支配(相對支配を含む)の要求がある總投資(增資を含む)3億米ドル以下の獎勵類プロジェクト</li> </ul>	認可制	地方政府(省級政府が現地の實際の状況に基づいて地方各級政府の認可權限を具体的に区分する)
上述のプロジェクト以外の「 <a href="#">政府認可の投資プロジェクト目録(2013年版)</a> 」第一から十一項に記載された外商投資プロジェクト (農業水利、エネルギー、交通運輸、情報産業、原材料、機械製造、轻工業、ハイテク技術、都市建設、社會事業、金融を含む)	認可制または届出制	第一から十一項の規定に照らす
認可制を実施する以外的外商投資プロジェクト	届出制	地方政府投資主管部門
<b>筆者による解説</b>		
<b>【改正のポイント】</b>		
1. 外商投資プロジェクトの管理方式は認可制の統一の実施から投資プロジェクトの分類および規模に応じて認可制または届出制の二つに分けて実施する方式に変更された。具体的には上表の通りである。旧「認可弁法」と比べ、認可を必要とする外商投資プロジェクトの範囲が大幅に減少し、		

<p>目核准門檻，授予地方政府更高的核准權限。</p> <p>2. 除《外商投資產業指導目錄》中有中方控股（含相對控股）要求的鼓勵類項目和限制類項目外，其餘外商投資項目管理方式與內資項目一致。</p> <p><b>【修改背景】</b></p> <p>1. 長久以來，中國政府主要是從維護經濟安全、保障公共利益、市場准入和資本項目管理等方面對外商投資項目統一實行核准制，而根據《政府核准的投資項目目錄（2013年本）》的有關要求，《核准和備案辦法》改革了外商投資項目管理方式，將項目全面核准制改為有限核准和普遍備案相結合的管理方式。</p> <p>2. 中國政府對外商投資持越加開放、透明的態度，上海自由貿易試驗區的設立，已成為改革外資准入體制的試驗田和先行站，其實施的“負面清單+准入前國民待遇”管理模式已被《核准和備案辦法》部分吸收。</p> <p><b>【簡要提示】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核准制改為備案制、以及管理權的下放（核准環節的減少）可以較大程度方便外商投資企業或項目。</li> </ul>
--

<p>同時に国家發展改革委員會の認可を必要とする外商投資プロジェクトの認可のハードルが上がり、地方政府により高い認可権限が与えられた。</p> <p>2. 「外商投資產業指導目錄」において中国側支配（相對支配を含む）の要求がある獎勵類プロジェクトおよび制限類プロジェクトを除き、残りの外商投資プロジェクトの管理方式は内資プロジェクトと同じである。</p> <p><b>【改正背景】</b></p> <p>1. 長きにわたり、中國政府は主に經濟安全の維持、公共利益の保障、市場参入と資本プロジェクト管理などの面から外商投資プロジェクトに対し統一的な認可制を実施していたが、「政府認可の投資プロジェクト目錄（2013年版）」の関連要求に基づき、「認可および届出弁法」では外商投資プロジェクト管理方式の改革を行い、プロジェクトの全面的な認可制から一部を認可制とするが基本的に届出制とする複合的な管理方式へと変更した。</p> <p>2. 中國政府は外商投資に対し更なる開放、透明化を進める姿勢であり、上海自由貿易試驗區を設立し、既に外資参入体制改革の試験畑および先行ステーションとしており、そこで実施されている「ネガティブリスト+参入前内国民待遇」管理方式は既に「認可および届出弁法」に部分的に吸収されている。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可制から届出制への変更、および管理權の委讓（認可手順の減少）は外商投資企業またはプロジェクトの大幅な利便化を可能にした。</li> </ul>
---

### 三、优化外商投资项目内容

原《核准办法》	《核准和备案办法》
<p>第五条 报送国家发展改革委的项目申请报告应包括以下内容：</p> <p>（一）项目名称、经营期限、投资方基本情况；</p> <p>（二）项目建设规模、主要建设内容及产品、采用的主要技术和工艺、产品目标市场、计划用工人数；</p>	<p>第八条 拟申请核准的外商投资项目应按国家有关要求编制项目申请报告。项目申请报告应包括以下内容：</p> <p>（一）项目及投资方情况；</p> <p>（二）资源利用和生态环境影响分析；</p> <p>（三）经济和社会影响分析。外国投资者并购境内企业项目申请报告应包括并购方情况、并购安排、融资方案和被并购方情况、被并购后经营方式、范围和股权结构、所得收入的使用安排等。</p> <p>第九条 国家发展和改革委员会根据实际需要，编制并颁布项目申请报告通用文本、主要行业的项目申请报告示范文本、项目核准文件格式文本。</p>

### 三、外商投資プロジェクト管理内容の最適化

旧「認可弁法」	「認可および届出弁法」
<p>第五条 国家發展改革委員會に申告するプロジェクト申請報告書には以下の内容が含まれる。</p> <p>（一）プロジェクト名称、經營期間、投資者基本情况。</p> <p>（二）プロジェクト建設規模、主要建設内容および製品、採用する主要技術とプロセス、製品の対象市場、予定雇用人</p>	<p>第八条 認可申請を行う外商投資プロジェクトについては、国の関連要求に基づいてプロジェクト申請報告書を作成しなければならない。プロジェクト申請報告書には以下の内容が含まれる。</p> <p>（一）プロジェクトおよび投資者の状況。</p> <p>（二）資源利用と生態環境影響の分析。</p> <p>（三）經濟および社会への影響の分析。外国投資者の国内企業買収プロジェクト申請報告書には、買収側の状況、買収手順、融資方案および被買収側の状況、被買収後の經營方式、範圍および持分構造、所得收入の利用計画などが含まれる。</p> <p>第九条 国家發展改革委員會は實際の必要に応じて、プロジェクト申請報告書共通ひな形、主な業種のプロジェクト申請報告書見本、プロジェクト認可文書の様式文書を作成、公</p>

<p>(三)项目建设地点,对土地、水、能源等资源的需求,以及主要原材料的消耗量;</p> <p>(四)环境影响评价;</p> <p>(五)涉及公共产品或服务的价格;</p> <p>(六)项目总投资、注册资本及各方出资额、出资方式及融资方案,需要进口设备及金额。</p>	<p>对于应当由国家发展和改革委员会核准或者审核后报国务院核准的项目,国家发展和改革委员会制定并颁布《服务指南》,列明项目核准的申报材料和所需附件、受理方式、办理流程、办理时限等内容,为项目申报单位提供指导和服务。</p> <p>第十八条 拟申请备案的外商投资项目需由项目申报单位提交项目和投资方基本情况等信息,并附中外投资各方的企业注册证明材料、投资意向书及增资、并购项目的公司董事会决议等其他相关材料;</p> <p>第十九条 外商投资项目备案需符合国家有关法律法规、发展规划、产业政策及准入标准,符合《外商投资产业指导目录》、《中西部地区外商投资优势产业目录》。</p>
--	--

<b>律师解读</b>	
<b>【修改要点】</b>	
1.	《核准和备案办法》优化了外商投资项目核准条件,明确规定国家发改委制定并颁布项目申报报告示范文本和《服务指南》。
2.	《核准和备案办法》对备案管理做出了原则性规定,包括备案所需材料、备案条件等。
<b>【修改背景】</b>	
1.	原《核准办法》规定核准项目需要审查投资项目的市场前景、经济效益和产品技术方案等本应由企业自主决策的内容,但这在一定程度上干预了投资企业的经营自主权,阻碍了市场发挥配置资源的作用。《核准和备案办法》则改变了立法理念,将投资自主权交还企业自身,并藉此提高外商投资和经营的便利化水平。
2.	由于是首次对外商投资项目实行备案管理,为了规范管理和防范风险,《核准和备案办法》对备案条件、备案材料提出了一定的原则性要求。
<b>【简要提示】</b>	
▪	《核准和备案办法》对外商投资项目备案管理的规定为原则性的。鉴于备案管理的权限归属于各地政府投资主管部门,相应地,其将结合实际需要,在本《核准和备案办法》的基础上,制定本地区的备案管理规定,明

<p>数。</p> <p>(三)プロジェクト建設地、土地、水、エネルギーなどの資源に対する要求、及び主要原材料の消費量。</p> <p>(四)環境影響評価。</p> <p>(五)公共の製品またはサービスに関する価格。</p> <p>(六)プロジェクト総投資、登録資本および各当事者の出資額、出资方式と融資方案、必要な輸入設備および金額。</p>	<p>布する。</p> <p>国家發展改革委員會の認可または審査を受けた上で国务院に報告し認可を受けなければならないプロジェクトについては、国家發展改革委員會は「サービスガイドライン」を制定、公布し、プロジェクト認可に関する申請資料および必要添付書類、受理方法、手続きの流れ、手続所要時間などの内容を明記して、プロジェクト申請企業のために指導およびサービスを提供する。</p> <p>第十八条 届出申請を行う外商投資プロジェクトについては、プロジェクト申請企業がプロジェクトおよび投資者の基本状況等の情報を提出し、中外投資各当事者の企業登録証明資料、投資意向書および増資、買収プロジェクト対象会社董事会決議などのその他の関連資料を添付しなければならない。</p> <p>第十九条 外商投資プロジェクトの届出は、国の関連法令、発展計画、産業政策および参入基準に合致し、「外商投資産業指導目録」、「中西部地区外商投資優勢産業目録」に合致しなければならない。</p>
--	--

<b>筆者による解説</b>	
<b>【改正のポイント】</b>	
1.	「認可および届出弁法」は外商投資プロジェクトの認可条件を最適化し、国家發展改革委員會がプロジェクト申請報告見本および「サービスガイドライン」を制定、発布することを明確に定めた。
2.	「認可および届出弁法」は届出管理について原則的な規定を設けており、それには届出に必要な資料、届出条件などが含まれる。
<b>【改正背景】</b>	
1.	旧「認可弁法」では、プロジェクト認可においては投資プロジェクトの市場前途、経済効果および製品技術方案などの本来企業が自主的に決定する内容を審査しなければならないと定めているが、これは多かれ少なかれ投資企業の経営自主権に干渉するものであり、市場が発揮する資源配置の作用を阻害していた。「認可および届出弁法」は立法理念を変更し、投資の自主権を企業自身に戻すことで、外資の投資および経営の利便化水準を引き上げている。
2.	外商投資プロジェクトに対する初の届出管理の実施であるため、管理の規範化およびリスクの防止のため、「認可および届出弁法」は届出条件、届出資料に対し、一定の原則的な要求を行っている。
<b>【概要】</b>	
▪	「認可および届出弁法」は外商投資プロジェクト届出管理に関する規定の原則となるものである。届出管理の権限は各地政府投資主管部门に帰属することから、相応に、それらを実際の必要に照らして、本「認可および届出弁法」の基礎の

确、细化备案管理的内容。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续介绍“四、转变监督方式，事中和事后监督加强”。敬请关注。

（里兆律师事务所 2014 年 09 月 12 日编写）

下、現地の届出管理規定を制定し、届出管理の内容を明確し且つ詳細化する必要がある。

紙面に限りがあることから、まずは以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」では、「四、監督方式の轉換、過程と事後における監督の強化」について紹介する。

（里兆法律事務所が 2014 年 9 月 12 日付で作成）